

入札説明書

嬉野市が行う令和 6 年度嬉野市職員のパソコン整備に係る条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、嬉野市に説明を求めることができる。

ただし、入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議申し立てることはできない。

記

1 公告日 令和 6 年 10 月 29 日 (火)

2 競争入札に付する事項

- (1) 事業名 令和 6 年度嬉野市職員パソコン整備
- (2) 仕様等 別紙「令和 6 年度嬉野市職員パソコン整備仕様書」(以下「入札仕様書」という。)による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (4) 納入期限 令和 7 年 3 月 31 日まで
- (5) 納入場所 入札仕様書による。

3 入札参加者に関する事項

この入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

なお、資格要件確認のため、鹿島警察署に照会する場合がある。

- (1) 令和 5・6 年度の嬉野市一般競争(指名競争)参加資格審査申請(物品製造等)を受理され、受付名簿に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切

手が不渡りとなった者でないこと。

(6) 嬉野市の発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

(7) 自己又は自社の社員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 入札手続に関する事項

(1) 担当部署

郵便番号 849-1492

嬉野市塩田町大字馬場下甲 1769 番地

嬉野市役所 塩田庁舎 総合戦略推進部 広報・広聴課 情報戦略G

電話番号 0954-66-9115

FAX番号 0954-66-3119

E-mail info@city.ureshino.lg.jp

(2) 入札説明書及び入札仕様書の交付方法並びに交付期間

ア 交付方法

嬉野市ホームページの「入札情報」

(URL: https://www.city.ureshino.lg.jp/sangyo/nyusatsu/_24641/_22436.html)

イ 交付期間

公告の日から令和6年11月11日(月)まで

(3) 入札者に求められる義務

ア 入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、イの提出期限までに定める入札参加届出書(別記様式1)を(1)までに持参すること。

イ 提出期限 令和6年11月11日(月)午後5時

ウ 納入予定機器等の確認

入札者は、令和6年11月11日(月)午後5時までに、納入予定機器の確認申請書(別記様式3)を(1)まで持参すること。

なお、納入予定機器等の確認結果は、令和6年11月13日(水)午後5時までに通知する。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は入札日時までにおいて、次のいずれかの場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 納入予定機器等の確認の結果、納入に適すると認められなかったとき。

イ 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更生法手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

ウ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

エ 嬉野市の発注の契約に係る指名停止処分を受けたとき。

オ 自己又は自社の役員等が、3の(7)のいずれかに該当する者であることが判明した時、又は3の(7)のイからキまでに掲げるものが、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

カ その他本件導入事業契約に際し、契約履行が困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和6年11月15日(金) 14時00分

イ 場 所 嬉野市塩田町大字馬場下甲1769番地
嬉野市役所 塩田庁舎 3階 3-1 会議室

ウ 入札方法 持参によること。

(6) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金
免除する。

イ 契約保証金

嬉野市財務規則(平成18年規則第41号)第107条の規定による。

(7) 開札に関する事項

開札は入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該競争について不正行為を行った者

- エ 入札の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- オ 1人で2以上の入札をした者
- カ 代理人でその資格のない者
- キ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(9) 入札方法に関する事項

入札金額は、本導入事業に係る経費の合計金額とすること。併せて、内訳書(様式については任意)を提出すること。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に「委任状」を提出するものとする。

また、落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望額に100分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

(10) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

(11) 入札の停止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。

なお、この場合における損害は、入札者の負担となる。

(12) 落札者の決定方法

ア 本入札にあつては、最低制限価格を設けないので、有効な入札書を提出したものであつて、嬉野市財務規則第91条の規定に準じて作成された予定価格の100分の100を乗じて得た金額の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。

(13) 再度入札に関する事項

各人の入札のうち予定価格に100分の100を乗じて得た額の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

再度入札は2回までとし、再度入札においても落札者がいない場合は再入札した者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者の契約の締結を行う。

(14) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

5 その他

(1) 入札及び契約の手続、契約の履行に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否

要

(3) 質問等

入札説明書、仕様書等に質問がある場合は、別記様式7「質問書」に質問内容を記載し、令和6年11月5日(火)午後3時までに3の(1)のメールアドレスへ送信すること。

回答は令和6年11月7日(木)の午後5時までに嬉野市ホームページに掲載する。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報、その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。

(5) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(6) 談合情報どおりの開札結果となった場合は談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

